

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等（第9条・第10条）

第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等（第11条－第24条）

第4章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議（第25条－第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いである。

上越市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、そこに暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受し、お互いを支え合う心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきた。こうした中、犯罪の質や形態も変化していることから、私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっている。

市民はもとより上越市を訪れる人々も含め、みんなが安全に安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、行動していく不断の取組が何よりも重要である。

私たちは、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、安全

安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、地縁団体等及び事業者をいう。
- (2) 地縁団体等 地縁団体、防犯関係団体その他安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 見守り活動 乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）並びに高齢者その他特に安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにするため、市民等が安全の確保について配慮を必要とする者を見守る活動をいう。

（基本理念）

第3条 安全安心まちづくりは、市及び市民等が地域の安全は自ら守るという意識の下、それぞれの責務を果たしつつ連携し、安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことを基本理念として推進されなければならない。

2 安全安心まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して行うものとする。

用語の説明

安全安心まちづくりの基本的な考え方

市が行うべきこと

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校等及び職場における機会その他の社会のあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、日常生活における自らの安全の確保のため、積極的に安全安心まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の責務)

- 第6条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、自主的に安全安心まちづくりに関する活動に取り組むとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する他の団体と連携して、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 地縁団体等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

- 第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。
- 2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

- 第9条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること。
- (2) 犯罪の防止に配慮した環境を確保すること。

(推進計画の策定等)

- 第10条 市長は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 安全安心まちづくりの推進に関する施策についての基本方針
- (2) 安全安心まちづくりの推進に関する長期的な目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにその旨を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等

(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)

- 第11条 市は、安全の確保について配慮を必要とする者に対し、犯罪による被害に遭わないようにするため、必要な防犯教育、情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(安全確保に係る教育等の充実)

第12条 市は、市民等及び学校等の関係者と連携し、犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保に係る教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における安全確保等)

第13条 市は、市が設置し、又は管理する学校等について、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保(以下「安全確保」という。)に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等(市が設置し、又は管理するものを除く。)を設置し、又は管理する者に対し、安全確保に係る対策について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、学校等を設置し、又は管理する者、関係行政機関及び市民等に対し、それぞれが連携した安全確保に係る体制の整備及び活動の実施について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(通学路等における安全確保)

第14条 市は、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等における安全確保のため、市民等と連携し、見守り活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第15条 市は、道路、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとする。

2 市は、市以外の者が設置し、又は管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した建物等の普及)

第16条 市は、市が設置し、又は管理する施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅、商業施設その他の建物を普及するため、建物の建築主及び建物を設計し、建築し、又は供

給する事業者並びに建物を所有し、占有し、又は管理する者に対し、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、土地所有者等がその所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(上越市防犯の日の指定等)

第17条 市は、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年7月12日を上越市防犯の日として指定する。

2 市長は、毎年7月12日を含む期間を防犯運動強化期間として指定し、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるとともに、その普及を図るものとする。

(モデル地域の指定)

第18条 市長は、市民等による安全安心まちづくりに関する活動を推進するため、犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策を重点的に実施する地域を安全安心まちづくりに関する活動モデル地域として指定することができる。

(自主的な活動に対する支援)

第19条 市は、見守り活動その他地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動(以下「自主的な活動」という。)を促進するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うとともに、自主的な活動について必要に応じ財政的援助その他の支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第20条 市は、自主的な活動を積極的かつ効果的なものとするため、自主的な活動の中心となる人材を育成するものとする。

2 市長は、前項の規定により育成した人材を上越市安全安心リーダーとして認定することができる。

3 市は、地域における安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、当該地域の上越市安全安心リーダーと連携して行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第21条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第22条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第23条 市は、市民等の安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意欲を高めるため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第24条 市長は、毎年、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第4章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

(設置)

第25条 安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、安全安心まちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、推進計画の推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地縁団体等を代表する者
- (4) 事業者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) 市の職員

(委員の任期)

第28条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第29条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。